

# 校区外から通学を希望する場合の手続きについて

札幌市立平岸西小学校

札幌市教育委員会では、住所地の通学区域（校区）に基づき、就学すべき学校を指定しています。原則としては、この指定された学校（指定校）へ通っていただくこととなりますが、個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通うことが認められるケースが以下のような場合にあります。

## 「通学区域外の学校への通学が認められる場合（指定変更）」

1. 心身の故障等の身体的理由により、指定校への通学が困難なとき
2. 病院に通院するため、指定校への通学が困難なとき
3. 特別支援学級等に就学するとき
4. 指定変更区域として定められている学校への通学を希望するとき
5. 指定校への通学が地理的に困難と認められるとき
6. 住所変更が確定していて、変更予定地の学校への通学を希望するとき
7. 住宅の建て替え等により、一時校区外へ転出するが、現住所または現在の校区内に戻ってくる  
ことが確定していて、今までの学校への通学を希望するとき
8. 転居前に住民登録を異動したが、実際の転居は後になるため、それまでの間、今までの学校へ  
の通学を希望するとき
9. 保護者が病気または経済的理由等で養育不能となり、親族等で養育するとき
10. 保護者が仕事等で家庭不在のため、親族等に預かってもらうとき（小学生のみ）
11. 児童クラブに入会するため、児童クラブの所在地の校区の学校への通学を希望するとき
12. やむを得ない理由により、住民登録を異動せずに転入または転居し、居住地の学校への通学  
を希望するとき
13. 最終学年において転居し、今までの学校への通学を希望するとき
14. 学年途中で転居し、今までの学校への通学を希望するとき
15. 中学生において転居し、今までの学校への通学を希望するとき
16. 小規模特認校に入学、転入学を希望するとき
17. 転居先が現在通学している学校の校区に隣接する他の学校の校区（隣接校区）であり、引き  
続き今までの学校への通学を希望するとき

18. 小学校のとき隣接校区に転居し、指定校の変更により今までの学校に通学しており、中学校入学時において前住所地の校区の中学校への転入学を希望するとき
19. 転出した後、おおむね2年以内に以前通学していた学校の隣接校区に転入し、その学校への転入学を希望するとき
20. 教育上特別の理由により、指定校から他の学校に転入学させる必要があると認められるとき
21. 転居のため新たに学校を指定されたが、精神的理由により、今までの学校への通学を希望するとき
22. 兄弟姉妹が指定校の変更を認められ、指定校以外の学校に通学している場合で、同じ学校への通学を希望するとき
23. お子さんまたは保護者に著しく過重な負担となることが、客観的に予測されるとき

※ 特に希望の多いのが「14. 学年途中で転居し、今までの学校への通学を希望するとき」ですが

- ① 要件：学年途中の転居であること
- ② 許可期間：学年末まで（引き続き手続きすることで卒業までの通学が認められます）
- ③ 必要書類：転入学通知書または入校票 となります。

住民票を区役所等で変更した場合に、お子さんの本来通うべき学校が指定され、転入学通知書が発行されます。

### 【手続きについて】

指定校の変更手続きは、教育委員会で行います。必要書類をご持参のうえ、**札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル 3階 教育委員会学校教育推進課「就学相談コーナー」**にお越しください。

就学相談コーナーの業務時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで、昼休み等の休憩時間はなく、上記の業務時間内は、いつでも手続きをお受けしています。

仕事等により、保護者の方が手続きに来ることが出来ない場合は、代理の方に手続きを委任することができます。その場合、委任状が必要となりますので、代理の方が手続きに来られる際は、委任状及び代理の方のお名前が確認できる書類（運転免許証、健康保険証など）をご持参ください。

以上で不明な場合は札幌市教育委員会のホームページで閲覧するか、直接お電話でお確かめください。（札幌市教育委員会学校教育推進課 電話番号：011-211-3851）